

路外駐車場等の設置及び届出の手引

令和 7 年 6 月

尼崎市 開発指導課

目 次

第1章 駐車場法	4
1 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出	4
(1) 路外駐車場とは	4
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	4
(3) 路外駐車場設置(変更)の届出	4
2 法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出関係	5
(1) 設置の届出	5
(2) 管理規程の届出	6
(3) 休止等の届出	6
(4) 設置及び管理規程届出事項の変更	7
3 供用時間等の明示	7
4 路外駐車場の構造及び設備の基準	8
(1) 自動車の出入口を設けることができない道路等の部分（法施行令第7条第1項第1号）	8
(2) 自動車の出入口の構造に関する基準（法施行令第7条第1項第2号～第5号）	9
(3) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所（法施行令第7条第2項）	11
(4) 車路の基準（法施行令第8条）	11
(5) 建築物である場合の高さ等の基準（法施行令第9条～14条）	12
5 駐車区画	12
第2章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13
1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出	13
(1) 特定路外駐車場とは	13
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	13
(3) 特定路外駐車場設置(変更)の届出	13
2 バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出関係	13
(1) 設置の届出	13
(2) 設置の届出事項の変更	13
3 特定路外駐車場の構造及び設備基準	13
(1) 車椅子使用者用駐車施設	13
(2) 車椅子使用者用駐車施設からの経路	14
(3) 特殊の装置	15
第3章 福祉のまちづくり条例	16
1 福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場等建築等（変更）の届出	16
(1) 路外駐車場等とは	16
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	16

(3) 路外駐車場等建築等(変更)の届出	16
2 県条例に基づく路外駐車場等建築等(変更)の届出関係	16
(1) 設置の届出.....	16
(2) 設置の届出事項の変更(県条例第17条、県条例規則第8条)	16
3 路外駐車場等建築等の構造及び設備基準.....	16
(1) 駐車場の外部出入口等までの経路	16
(2) 駐車場等の構造及び設備基準	17
4 工事完了届	17
(1) 工事完了の届出	17

第1章 駐車場法

1 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出

(1) 路外駐車場とは

道路上以外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車場で、不特定多数の人が利用できる一般公共用の駐車場をいいます。（駐車場法（以下「法」という。）第2条）

したがって、商業施設や病院などの無料駐車場も該当します。ただし、次のような駐車場は、利用者が限定あるいは特定されている駐車場ですので、一般公共用の駐車場ではありません。

- 番号やプレート等で契約者の駐車スペースを固定した定期（月極）契約のみを扱う駐車場
- 建築物に附置され、その建築物の関係者などの特定の人以外は利用できない駐車場

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、駐車場法施行令その他の法令に定める構造、設備の技術的基準に適合しなければなりません。（法第11条）

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計とは、自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計であり、車路や自動車用エレベーター等の部分は除外しますが、構造上車路と駐車スペースの区分が判然としない場合は合算します。

特殊装置（エレベーター式等の機械式）を用いる駐車場は、各パレット（台車）の面積に台数を掛けた面積としますが、算定しにくい場合は、普通自動車（大型車）用15㎡、小型自動車（中小型車）用12㎡とみなして算定します。

(3) 路外駐車場設置（変更）の届出

次の3条件の全てにあてはまる駐車場を設置する場合、または、既設の駐車場を変更した結果、3条件の全てにあてはまることとなる場合は、法に基づき設置の届出が必要です。また、既に届け出た事項を変更するときも同様です。（法第12条）

「設置」とは、新設だけでなく、既存の特定の者のみの利用に供していた駐車場を、広く一般の者の利用に供する場合も含まれます。

届出が必要【3条件】

- ① 一般公共の誰でも駐車できる路外駐車場である。
- ② 駐車マスの面積の合計が500㎡以上である。
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

（注意）3条件のうち①及び②の該当にとどまる場合は、届出の必要はありませんが、駐車場法で規定された「技術的基準」（路外駐車場の構造及び設備の基準）を守らなければなりません。

2 法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

届け出が必要な路外駐車場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、市長に届け出なければなりません。（法第12条）

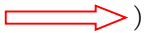
① 届出時期

路外駐車場の新設又は既存駐車場から用途変更の場合は、建設又は用途変更の工事の着手前に届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正1部、副1部

③ 届出に必要な書類

	必要図書	建築物の場合	建築物でない場合
1	路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）	○	○
2	委任状（路外駐車場管理者等以外が届出する場合。以下全章同じ）	○	○
3	技術的基準チェックリスト（第8号様式）	○	○
4	付近見取図（1/10000以上）〔省令第1条第1号〕	○	○
5	平面図（出入口のある階）（1/200以上）〔省令第1条第2号〕 必要記載事項 ① 駐車場の区域〔省令第1条第2号イ〕 駐車場の区域を赤実線で表記する。 ② 出入口及び車路〔省令第1条第2号ロ〕 ア 車路動線を赤色矢印で記入する。 （例： ) イ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。 ウ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。 ③ 周辺の道路及びバス停、横断歩道、交差点等その他法施行令第7条第1項に定められているものを表記する。〔省令第1条第2号ハ〕 ④ 場内の設備（事務所、料金徴収所、照明等）について、各階別に記入する。 ⑤ 駐車の用に供する部分 ア 一般公共の用に供する駐車の区域（青実線）及び寸法を記入する。 イ それ以外の部分（例：月極駐車場等）の駐車の区域（緑実線）及び寸法を記入する。 ウ 上記ア及びイの駐車の区域にそれぞれ一連番号を記入する。 ⑥ 上記①及び⑤の求積図	○	○
6	平面図（各階）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕 必要記載事項は【3平面図（出入口のある階）】と同じ	○	
7	立面図（2面以上）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕	○	
8	断面図（2面以上）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕	○	
9	屈曲部（半径）、傾斜部（勾配）の詳細図（1/200以上）	○	
10	大臣認定書の写し、仕様書及び構造図（機械式駐車場の場合）	○	

(2) 管理規程の届出

① 管理規程の届出

届け出が必要な路外駐車場の開設するときは、業務の運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後 10 日以内に届け出なければなりません。(法第 13 条第 1 項)

② 管理規程に定めるべき事項 (法第 13 条第 2 項)

ア 路外駐車場の名称

イ 路外駐車場管理者の氏名及び住所

(7) 個人：氏名及び住所

(4) 法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

ウ 路外駐車場管理者の供用時間に関する事項

(7) 休業日

(4) 一日における供用時間の開始及び終了の時刻

エ 駐車料金に関する事項

(7) 確定額で定める。

(4) 駐車料金の基準は、次の全ての要件を満たすものであること。

a 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。

b 自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱となる額でないこと。

c 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

オ 路外駐車場の供用契約に関する事項

駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと。

カ 国土交通省令で定める事項

(7) 路外駐車場の構造上、駐車することができない自動車

(4) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

③ 届出書類

届出部数 正 1 部、副 1 部

④ 届出に必要な書類

	必要書類
1	路外駐車場管理規程届出書 (第 6 号様式)
2	管理規程

(3) 休止等の届出

① 休止等の届出

駐車場を休止、再開、廃止したときは、10 日以内に届け出なければなりません。(法第 14 条)

② 届出書類

届出部数 正 1 部、副 1 部

③ 届出に必要な書類一覧

休止等の内容	必要書類	添付図書
駐車場の休止	路外駐車場休止届出書(第3号様式)	一部休止の場合は平面図
駐車場の再開	路外駐車場再開届出書(第4号様式)	一部再開の場合は平面図
駐車場の廃止	路外駐車場廃止届出書(第5号様式)	一部廃止の場合は平面図

(4) 設置及び管理規程届出事項の変更

① 路外駐車場の変更

既に届け出てある事項を変更するときは、あらかじめ届け出なければなりません。(法第12条第1項)

② 管理規程の変更

既に届け出てある事項を変更したときは、10日以内に届け出なければなりません。(法第13条第4項)

③ 届出書類

届出部数 正1部、副1部

④ 届出に必要な書類一覧

変更等の内容	必要書類	添付図書
駐車場の位置の変更 (町名地番変更の場合)	路外駐車場設置(変更)届出書 (第1号様式)	(変更部分は朱記すること)
規模・構造・設備の変更		変更事項に係る図面及び指示されたもの
従業員の数の変更		(変更部分は朱記すること)
管理者の変更 (名称変更を含む)	路外駐車場管理規程変更届出書 (第7号様式) (変更前は黒字、変更後は赤字で記入)	管理規程
管理者の住所等の変更		
駐車場の名称の変更		
法人管理者の代表者の変更及び代表者の住所変更		
附帯業務の変更		
駐車料金の変更		
供用時間・供用契約・省令で定められた事項の変更		管理規程 (定期(月極)契約の場合は契約書)

3 供用時間等の明示

管理者は、駐車場を利用する者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。(法施行令第17条)

(1) 自動車の出入口を設けることができない道路等の部分（法施行令第7条第1項第1号）

- ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

- ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5 m以内の部分

- ・安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後 10 m 以内の部分

- ・乗合自動車の停留所等を表示する標示柱又は表示板の位置から10m以内の部分

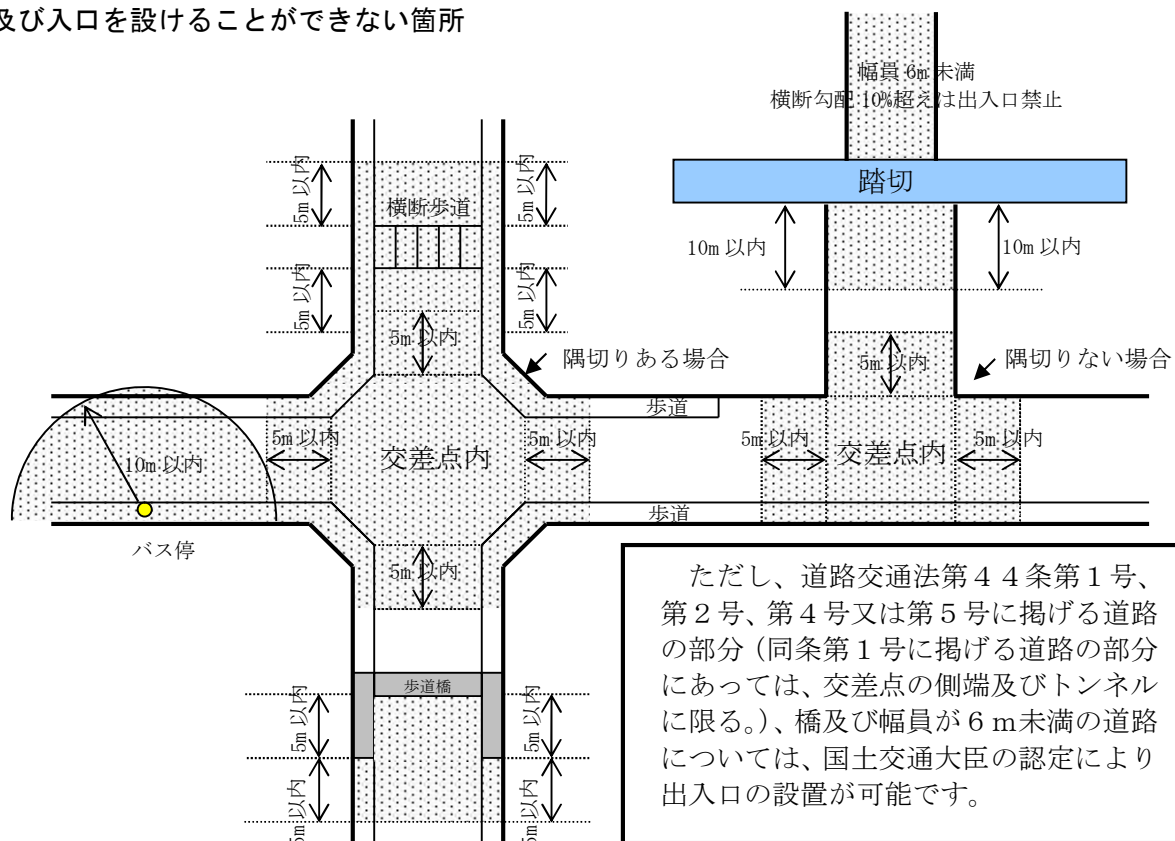
- ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

○横断歩道橋（地下横断歩道橋を含む）の昇降口から5 m以内の道路の部分（図例1参照）

○幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（図例2参照）なお、当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。（図例3参照）

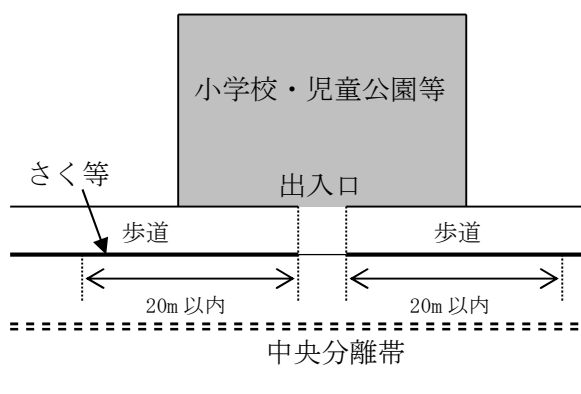
○橋、幅員 6 m 未満の道路又は縦断勾配が 10 % を超える道路

出口及び入口を設けることができない箇所



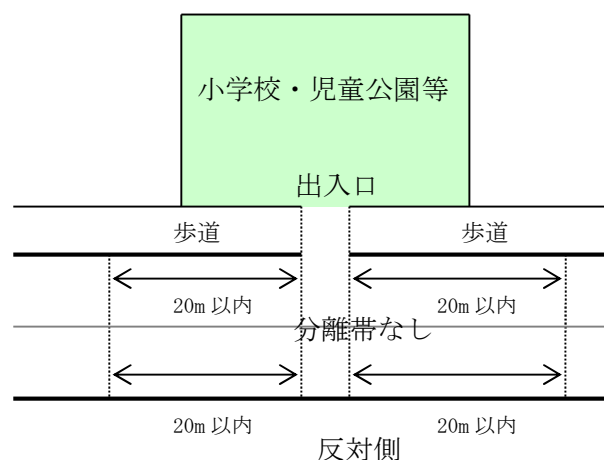
図例 2

出口及び入口を設けることができない箇所



図例 3

出口及び入口を設けることができない箇所

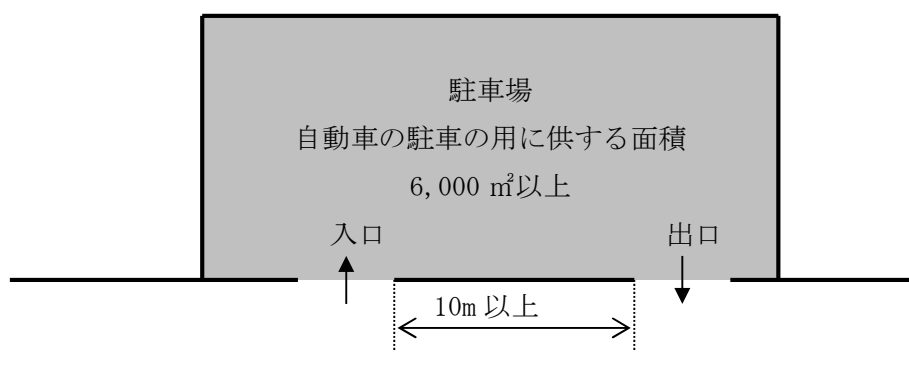


(2) 自動車の出入口の構造に関する基準（法施行令第7条第1項第2号～第5号）

- 前面道路が2以上ある場合は、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときなど特別の理由があるときを除き、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。
- 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000 m²以上の路外駐車場の場合は、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。ただし、自動車の出口及び入口を設ける道路が、中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口の間隔を10m未満とすることができる。（図例4参照）

図例 4

出入口の分離と間隔



※ 自動車の出入口が設置されている道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

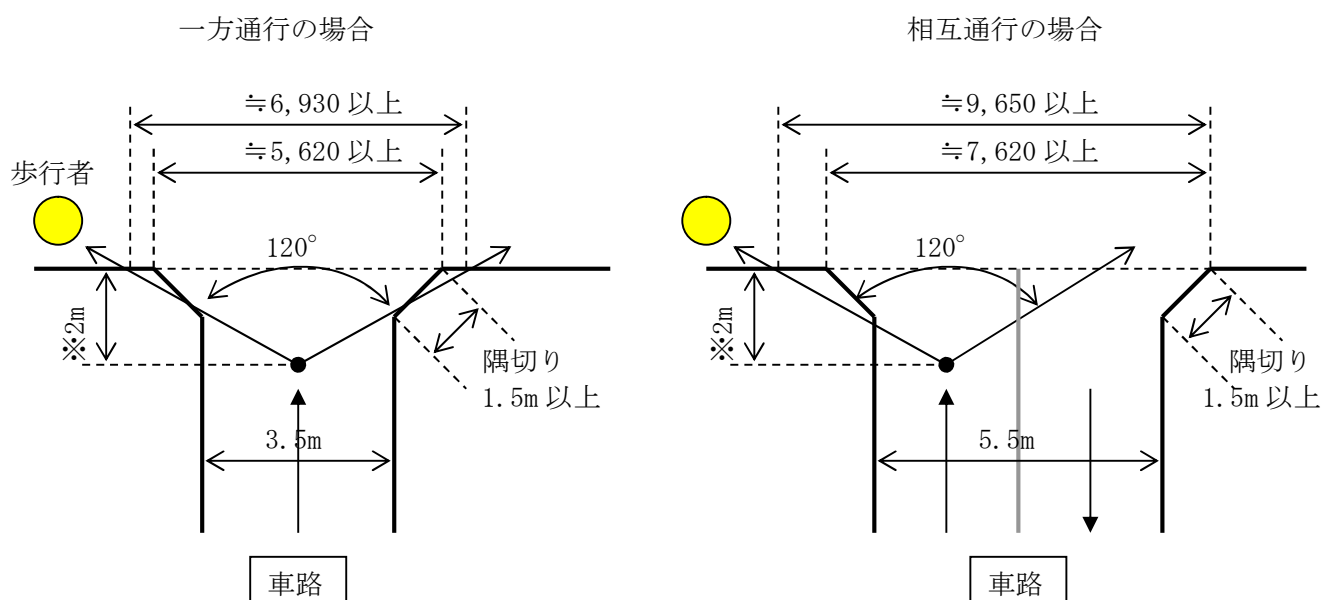
○自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを1.5m以上とすること。

○自動車の出口付近の構造は、当該出口から、2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

自動二輪車専用駐車場にあっては、当該出口から1.3m後退した自動車車路の中心線上1.4mの高さから同様に、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。
(図例5参照)

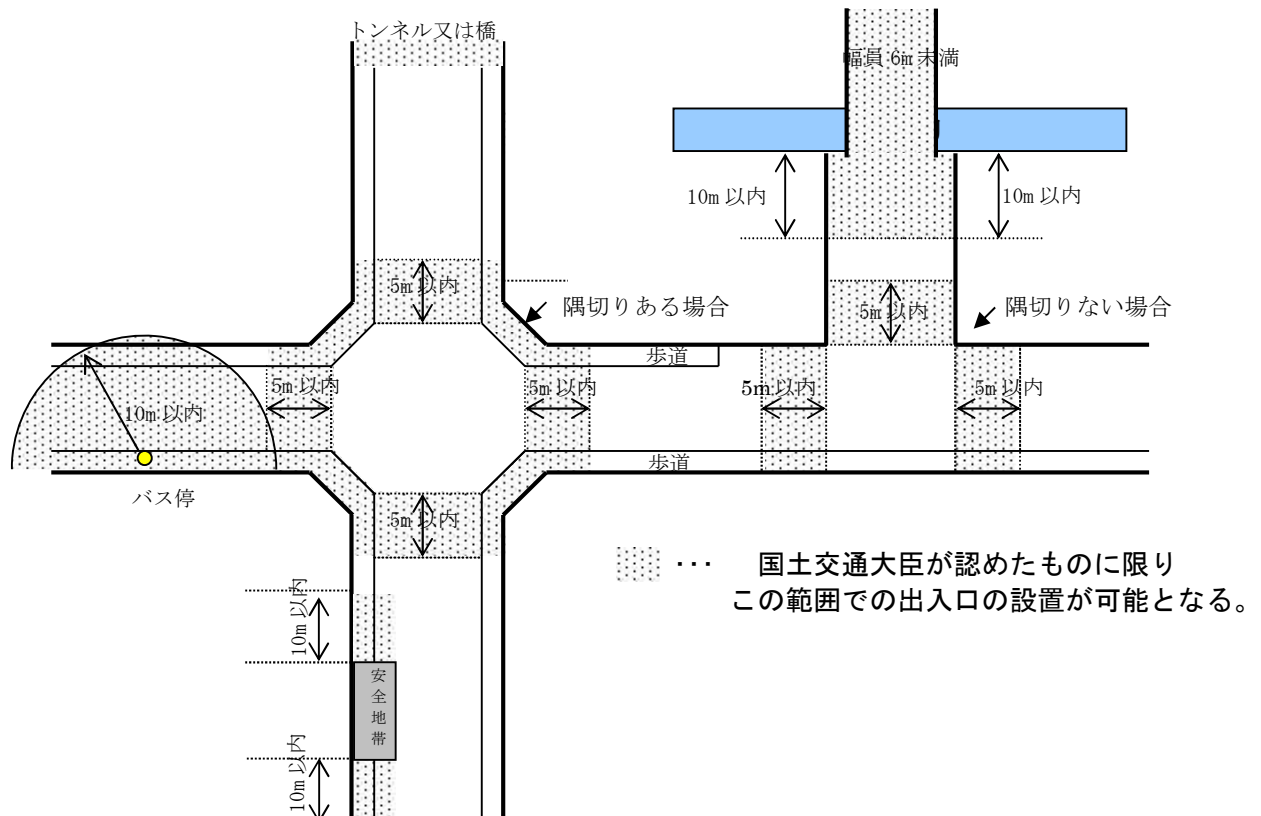
図例5

出口付近の道路を通行する者の存在を確認できる範囲



(3) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所（法施行令第7条第2項）

通常、道路交通法第44条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる道路の部分（同条第1号に掲げる道路の部分にあっては、交差点の側端及びトンネルに限る。）、橋及び幅員が6m未満の道路については、駐車場の出入口を設置することはできませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限りこれを設置することができます。



※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者及び兵庫県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることになります。なお、この国土交通大臣の認定手続は、各地方整備局長等に委任されています。

(4) 車路の基準（法施行令第8条）

- 車路の幅員は、5.5m（一方通行の場合は、3.5m）以上で、自動車が円滑にかつ安全に走行できるものであること。自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路の幅員は、3.5m（一方通行の場合は、2.25m）以上であること。
- 建築物である車路の構造は、次の条件を充たすこと。
 - ・はり下の高さは、2.3m以上であること。
 - ・屈曲部は、5m以上の内のり半径で回転できる構造であること。
 - ・傾斜部の横断勾配は、17%を超えないこと。
 - ・傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。

(5) 建築物である場合の高さ等の基準（法施行令第9条～14条）

○駐車の用に供する部分のほり下の高さは2.1m以上であること。

○避難階段又はこれに代わる設備を設けること。

○給油所等の火災の危険のある施設を付置する場合は、防火区画を設けること。

○直接外気と交換できる換気装置（床面積1㎡につき毎時14㎡以上のもの）を設けること。

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。

○次に定める照度を保つ照明装置を設けること。

・自動車の車路の路面 10ルクス以上

・駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上

○自動車の出入及び道路交通の安全確保に必要な警報装置を設けること。

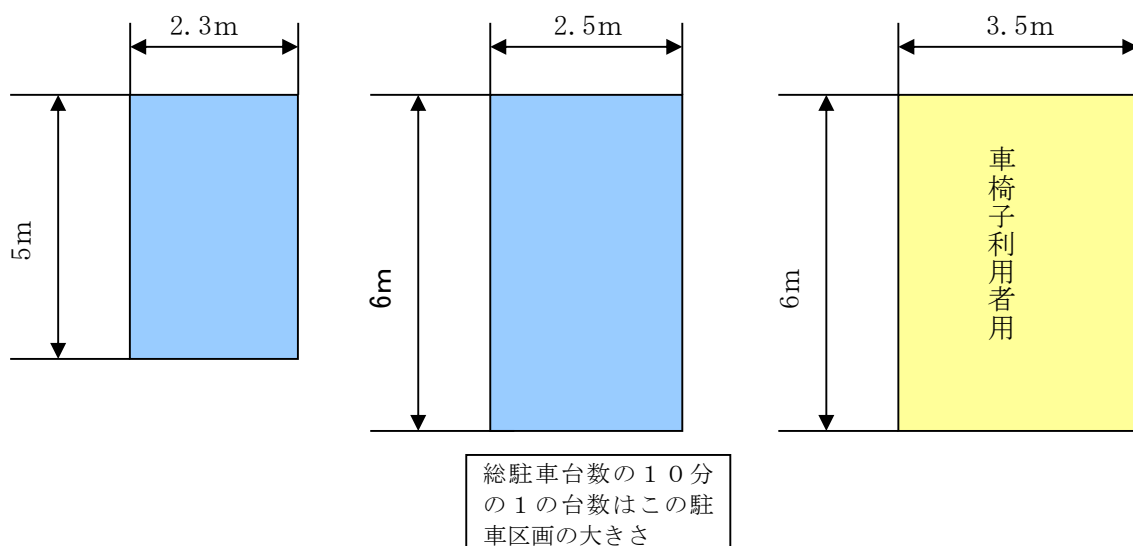
5 駐車区画

駐車区画の大きさについて法上の定めはないが、別途、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例において規定があるので留意すること。

【参考】駐車区画の大きさ

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年2月）においては、駐車区画1台の大きさは、幅2.3m以上、長さ5m以上とし、設置台数が10台以上の場合は、1割以上は幅2.5m、長さ6mの普通車に対する駐車区画とするように定めています。

また、いずれの場合においても最低1台以上は、幅3.5m以上、長さ6m以上の車椅子利用者用の駐車区画とするように定めています。



第2章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出

(1) 特定路外駐車場とは

第1章1(1)の路外駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもののうち、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除いたものです。（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）第2条第13項）

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する省令で定める基準に適合させなければなりません。（バリアフリー新法第11条）（第2章3(1)～(3)参照）

(3) 特定路外駐車場設置（変更）の届出

特定路外駐車場を設置する場合、または、既設の駐車場を変更した結果、特定路外駐車場となる場合は、バリアフリー新法に基づき設置の届出が必要です。ただし、第1章1(3)の路外駐車場の届出をしなければならない場合は、当該届出に第2章2(2)③の書面を追加で添付したときは、特定路外駐車場設置（変更）の届出は不要です。（バリアフリー新法第12条）

2 バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

第1章1(3)の路外駐車場の届出に、当該届出書に規則で定める書面を追加で添付して届け出てください。

① 届出時期

特定路外駐車場の新設又は既存駐車場から用途変更の場合は、建設又は用途変更の工事の着手前に届け出てください。

② 届出に必要な書類

第1章1(3)の路外駐車場の届出に、第2号様式、特定路外駐車場チェックリスト及び平面図（特定路外駐車場（車椅子用駐車施設含む）の区域及び車椅子用駐車施設からの出入口までの経路を記載）を添付。（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施工規則（以下「バリアフリー新法規則」という。）第7条第2項）

(2) 設置の届出事項の変更

第2章2(1)及び(2)の設置の届出と同様となります。ただし、変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面のみとなります。（バリアフリー新法規則第7条第1及び2項）

3 特定路外駐車場の構造及び設備基準

(1) 車椅子使用者用駐車施設

① 車椅子使用者用駐車施設の設置

特定路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設の設置の基準について、駐車施設の規模に

応じて以下に示す数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

ア 駐車場に設ける駐車施設の数が 200 以下の場合、駐車施設※の数の 2 % 以上

イ 駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合は、駐車施設※の数の 1 % + 2 以上

※駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするもの（荷さばき駐車施設）を除く。

ただし、専ら道路交通法第 3 条に規定する普通自動車以外の自動車の駐車場の場合は、適用しない。（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）第 2 条第 1 項）

② 車椅子使用者用駐車施設の基準

車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。（省令第 2 条第 2 項）

ア 幅は 3 5 0 c m 以上

イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示。

ウ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設からの経路

① 車椅子使用者用駐車施設からの経路の設置

車椅子用施設から出入口までの経路のうち 1 以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（省令第 3 条第 1 項）

② 路外駐車場移動等円滑化経路の基準

路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。（省令第 3 条第 2 項）

ア 経路上に段を設けないこと。（傾斜路を併設する場合はこの限りでない。）

イ 経路を構成する出入口の幅は、8 0 c m 以上とすること。

ウ 経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

（イ） 幅は 1 2 0 c m 以上とすること。

（ロ） 5 0 m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ 経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

（イ） 段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は 1 2 0 c m 以上とすること。

（ロ） 段に併設している傾斜路の場合、幅は 9 0 c m 以上とすること。

（ハ） 勾配は 1 / 1 2 （高さが 1 6 c m 以下のものについては 1 / 8）を超えないこと。

（ニ） 高さが 7 5 c m を超え、かつ勾配が 1 / 2 0 を超える場合、高さ 7 5 c m 以内ごとに踏幅 1 5 0 c m 以上の踊場を設けること。

（ホ） 次の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けること。

・ 勾配が 1 / 1 2 を超える傾斜

・ 高さが 1 6 c m を超え、かつ勾配が 1 / 2 0 を超える傾斜

(3) 特殊の装置

① 特殊の装置の設置の場合

特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣がその装置が特定路外駐車場の構造及び設置基準と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。（省令第4条第1項）

第3章 福祉のまちづくり条例

1 福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場等建築等（変更）の届出

(1) 路外駐車場等とは

自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設であって、一般公共の用に供されており、かつ、停留又は駐車のために供する部分の面積の合計が500㎡以上の規模のものをいいます。（福祉のまちづくり条例施行規則（以下「県条例規則」という。）第2条第1項の別表第1及び第7条第1項）したがって、特定施設（福祉のまちづくり条例（以下「県条例」という。）例第1条第5項参照）等に附属する駐車場は該当しません。

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場等を設置しようとする者は、県条例規則で定める「特定施設整備基準」（県条例規則別表第3参照）（以下「県基準」という。）を遵守しなければなりません。（県条例第14条、県条例規則第6条）

(3) 路外駐車場等建築等（変更）の届出

路外駐車場等を設置する場合は、工事に着手する日の30日前までに、県条例に基づき設置の届出が必要です。（県条例第15条、県条例規則第7条）

2 県条例に基づく路外駐車場等建築等（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

路外駐車場等を設置しようとする者は、あらかじめ、路外駐車場等の内容を届け出なければなりません。

① 届出時期

工事に着手する日の30日前までに届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正本1部、副本1部

③ 届出に必要な書類（県条例規則第7条第1項及び第2項）

	必要図書
1	路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）
2	方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
3	障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
4	その他必要と認める図書

(2) 設置の届出事項の変更（県条例第17条、県条例規則第8条）

届出内容に変更が生じた場合は、第3章2(1)の手続きと同様となります。

ただし、次の掲げるものに該当した場合は不要です。

- ・特定施設の規模の変更のうち、県基準の適用の変更を伴わないもの
- ・高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

3 路外駐車場等建築等の構造及び設備基準

(1) 駐車場の外部出入口等までの経路

駐車場内の通路の構造及び設備基準は県基準の「9 敷地内の通路」をご確認下さい。

(2) 駐車場等の構造及び設備基準

県基準の「10 駐車場」に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設ける必要がありますので、県基準をご確認下さい。

4 工事完了届

(1) 工事完了の届出

第3章2(1)の設置の届出及び(2)の変更の届出をした者は、当該届出に係る路外駐車場等の工事を完了したときは、速やかに、その旨を届け出なければなりません。(県条例第18条、県条例規則第9条)

また、届出の内容で施工されているか供用開始前までに検査を行うので、担当者と検査日の調整をしてください。

① 届出時期

工事完了後、速やかに届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正本1部

③ 届出に必要な書類

	必要図書
1	路外駐車場等工事完了届（様式第5号）
2	第3章2(1)及び(2)の届出の内容が確認できる写真

